

人身取引対策に関する取組について

1 はじめに

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引は国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引対策に対する国際社会の関心は高い。

政府では、こうした関心を背景に、平成26年12月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」(以下「行動計画2014」という。)を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果をあげていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画2014において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとした。

本年次報告は、平成27年を中心とした関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

(1) 「人身取引」の定義

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義している。

第3条

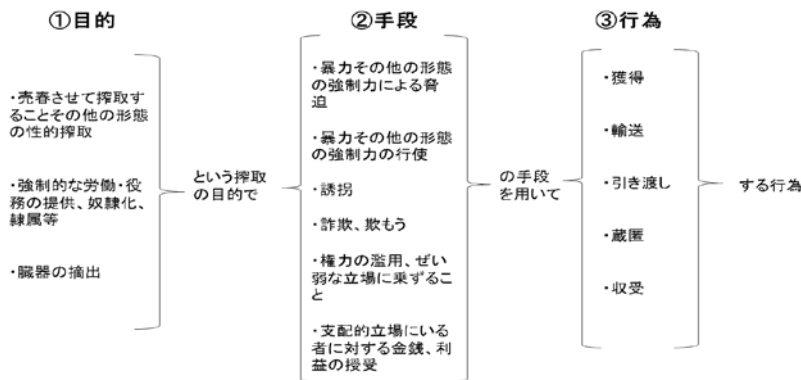
- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利

益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると以下のとおりとなる。

【図1】人身取引の定義（人身取引議定書第3条）



※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取だけではなく、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が搾取に同意していたとしても、これに該当する可能性がある。さらに、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態があり得る。

我が国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）を締結していないため、この人身取引議定書も締結に至っていないが、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となつて

いなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となっている。

（２）日本における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、26年12月16日の犯罪対策閣僚会議¹において、「人身取引対策行動計画2009」を改定した行動計画2014を決定するとともに、同日の閣議において、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解された。

【表1】平成16年から27年までの主な取組

平成16年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置
同年12月	「人身取引対策行動計画」決定
平成21年12月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を「犯罪対策閣僚会議」の下に位置付け 犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」決定
平成22年6月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成23年7月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成26年12月	犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2014」を決定 犯罪対策閣僚会議の下、「人身取引対策推進会議」を随時開催することを閣議で了解
平成27年5月	「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表

表1のとおり、27年5月には、人身取引対策推進会議第1回会合を開催し、主に26年中の我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、行動計画2014に基づく取組を

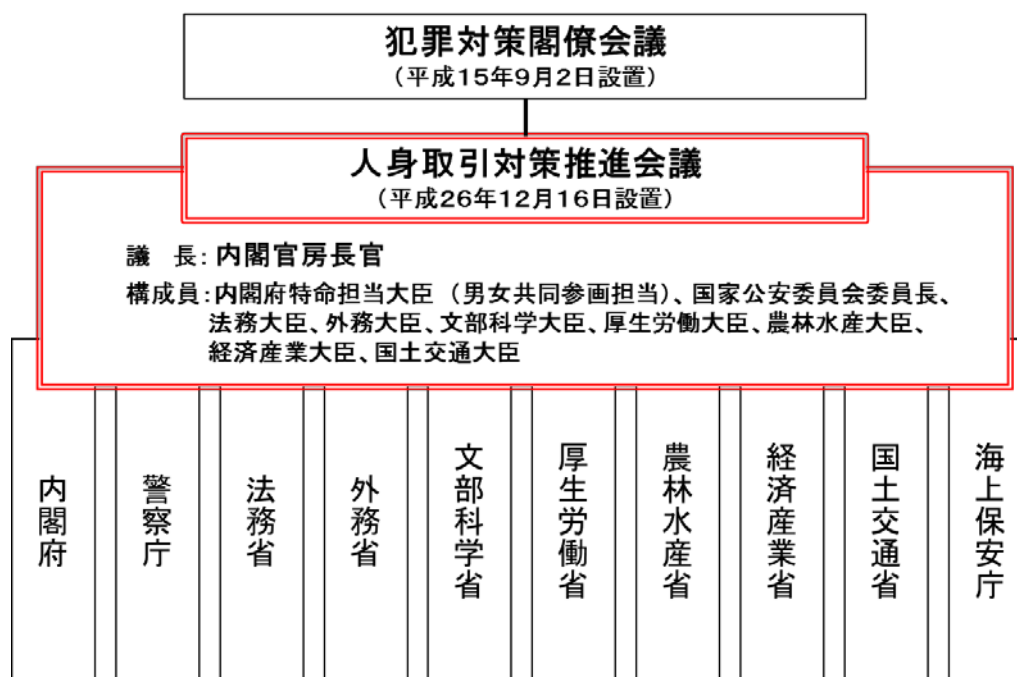
¹ 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成15年9月から、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員として開催している。（開催状況等は首相官邸ウェブサイト参照：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）

着実に進めていくことを確認し【図2】第1回人身取引対策推進会議（提供：産経新聞社）
た。

現在、この「人身取引対策推進会議」
を中核に、内閣官房の調整の下、内閣
府、警察庁、法務省、外務省、文部科学
省、厚生労働省、農林水産省、経済産業
省、国土交通省、海上保安庁が、それぞ
れの所掌事務に応じて、人身取引対策
に取り組んでいる。



【図3】我が国における人身取引対策の体制



(3) 27年において重点を置いて取り組んだ施策

行動計画2014の策定以降、政府では、これまで以上に人身取引対策に取り組んできた。27年中に特に重点を置いて取り組んだ施策は以下のとおりである。

- ・内閣府では、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」

においても、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する分野の1つの項目として、「人身取引対策の推進」を位置付け、効果的な取組を促進している。

- ・警察では、人身取引事犯の認知に向けた情報の収集、組織的背景の解明を念頭に置いた突き上げ捜査、各種法令を多角的に適用したブローカー・雇用主等の検挙、人身取引やその被害者が潜在していないか掘り下げて捜査を進めた結果、検挙件数・人員、保護した被害者数とも前年を上回った。

- ・法務省の人権擁護機関では、外国語による人権相談体制を強化するため、「外国語人権相談ダイヤル」（英語及び中国語に対応）を開設し、「外国人のための人権相談所」の開設場所を8か所から10か所に拡大するとともに、人身取引被害者の保護機能を強化するため、同機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性を含めた人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を開始した。

- ・入国管理局では、行動計画2014において、新たに「人身取引被害者の認知の推進」が盛り込まれたことを踏まえ、毎年実施している人身取引対策等に特化した入国管理局職員対象の研修において、近年発生し保護を行った事例における新しい被害の形態について分析し認知のポイントを整理するなどの事例研究を行った。また、同事例研究に当たって、「被害者の認知」の実務に資することに重点を置いた講義を実施した。さらに、研修参加者のみならず地方入国管理局の職員全体の認知手法を向上させるために、これらの研修内容を全職員に周知し情報共有に努めるなど、「人身取引被害者の認知の推進」に積極的に取り組んだ。これらの職員研修に関する事業については、今後も引き続き行っていく。

- ・27年1月には、外務省幹部を団長とし、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」をタイ・バンコクに派遣し、タイ側関係省庁と第5回となる「人身取引に関する日タイ共同タスクフォース会合」を開催した。今次会合では、両国の近年の人身取引への取組について共有するとともに、日タイ間の更なる連携強化のための検討を行った。また、国際機関（UNODC、IOM）及び現地NGOとも、近年の日タイ両国及び周辺地域における人身取引の被害状況等について情報交換するとともに、今後あり得べき協力についても意見交換を行った。

- ・厚生労働省では、婦人相談所において、人身取引被害女性を一時保護し、必要に応じて、心理的ケアや医療サービスの提供を行った。

- ・都道府県労働局・労働基準監督署では、27年に5,173の実習実施機関に対し監督指導を実施し、このうち3,695の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行った。また、約定賃金額が最低賃金額を下回っているものや違法な時間外労働・休日労働を行わせているものなど技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反により、46件送検した。

また、都道府県労働局・労働基準監督署と地方入国管理局では、27年中、強制

労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、監理団体及び実習実施機関 85 機関に対し合同で監督又は調査を実施し、このうち、都道府県労働局・労働基準監督署においては労働基準関係法令違反が認められた 64 件については是正勧告を行い、重大・悪質な事案 15 件を送検したほか、地方入国管理局においては、合同調査を実施した 85 機関のうち 19 機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（28 年 3 月 31 日時点）。

・国土交通省では、平成 27 年 4 月より、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び復興事業に向けた緊急かつ時限的措置として開始された「外国人建設就労者受入事業」について、賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、監理・受入れを優良な監理団体（特定監理団体）や受入企業に限定する等の、現状の技能実習制度と同等以上の新たな特別の監理体制を構築している。また、特定監理団体における外国人建設就労者のための相談員の配置や特定監理団体による受入企業に対する監査における外国人建設就労者との直接面談の実施及びその結果の適正監理推進協議会等への報告等、様々な措置を講じている。

・海上保安庁では、27 年に取締り実務者に対して研修を行い、取締り過程において人身取引事案の認知ができるよう理解度を高めた。また、海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、人身取引被害者を含む犯罪被害者等の支援制度に関する取組の紹介及び情報提供を積極的に行い、犯罪被害者支援制度に係る周知の徹底を図った。

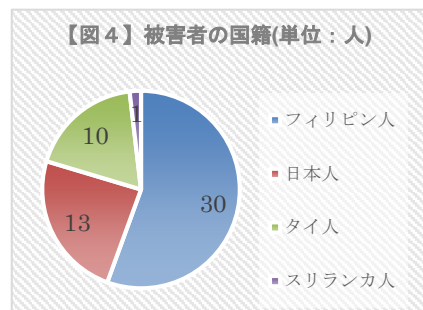
2 日本における人身取引被害の状況等

(1) 人身取引被害の状況

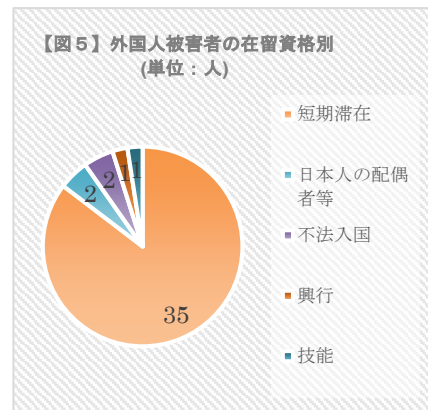
我が国が平成 27 年中に保護した被害者は 54 人（前年比 +29 人）であり、性別は、女性 50 人、男性 4 人であった。男性被害者の認知は 22 年以來となる。

被害者の国籍については、「フィリピン人」が最も多く 30 人（同 +20 人）となっているほか、「日本人」が 13 人（同 +1 人）、「タイ人」が 10 人（同 +9 人）、「スリランカ人」が 1 人（同 +1 人）となっている。

また、18 歳未満の被害者は 6 人で、日本人女性 5 人、タイ人女性 1 人であった。



外国人被害者の入国時における在留資格別については、日本人と偽装結婚し、活動に制限のない「日本人の配偶者等」で入国した者が2人（同+1人）、「短期滞在」で入国した者が35人（同+27人）、「興行」で入国した者が1人（同+1人）、「技能」で入国した者が1人（同+1人）のほか、不法入国した者が2人であった。性的搾取の被害を受けた者が20人、労働搾取の被害を受けた者が7人、ホステス等として稼働させられた者が27人であり、男性の被害者はいずれも労働搾取である。



特徴としては、日本の父親に子供を認知させるなどと甘言を用い、短期滞在の資格でフィリピン人母子を入国させ、その後、母親をホステス等として稼働させていたジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン（日本人の父親とフィリピン人の母親の間に生まれ、フィリピンで育った子供）の支援を標榜した人身取引事犯で多数の被害者を認知したことにより、被害者数が前年と比べて大幅に増加した。なお、人身取引被害女性は、婦人相談所の一時保護の支援を受けることができるが、27年中における一時保護人数は、30人（日本人2人、タイ人9人、フィリピン人19人）である。

【事例①】

平成26年7月と8月、岐阜県警察が複数のフィリピン人母子から救助要請を受理して同人らを保護した際、同人らが短期滞在の資格で入国させられた後、不自由な生活を強いられたうえ、ホステスとして稼働させられていることが判明した。さらに、同様の境遇のフィリピン人母子が岐阜・広島県内におそれがあったことから、岐阜県警察及び広島県警察が合同で捜査を遂げ、27年2月から3月までの間にフィリピンクラブ経営者、従業員等11人を出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）で逮捕するとともに、フィリピン人母子等を保護した。

被疑者は、ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンの支援として、日本人の父親による子供の認知、親子とも日本で暮らせるよう在留資格の取得、子供の通学や母親の就労あっせん、各種手当の申請等を口実に母子等を入国させ、研修寮と称する建物に住ませた上で母親を低賃金でホステス等として稼働させていた。

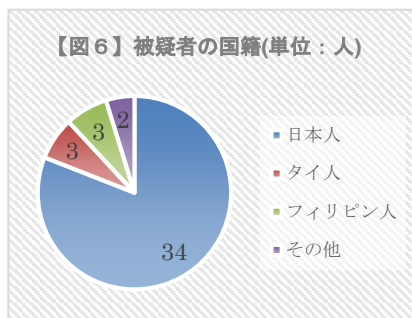
(2) 人身取引被疑者の状況

平成27年中に警察が検挙した人身取引事犯は、検挙件数44件（前年比+12件）、検挙人員42人（同+9人）であり、検挙件数、検挙人員ともに増加した。

被疑者の国籍については、日本人が34人（前年比+4人）、タイ人が3人（同+1人）、フィリピン人が3人（同+2人）、その他が2人（同+2人）となっている。

男女別では、男性が28人（前年比+9人）、女性が14人（同±0人）と男性被疑者の占める割合が多い。また、被疑者のうち、風俗店等関係者は32人（前年比+25人）、ブローカーは7人（同+1人）とそれぞれ増加した。

特徴としては、ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンの支援を標榜した人身取引事犯で多数の被疑者を検挙したことにより、検挙件数・人員とも前年と比べて増加した点が挙げられる。



【事例②】

平成26年12月、大阪府警察が無店舗型性風俗店の経営者等を児童福祉法違反等で逮捕した際、同店に児童等を従業員として紹介していたスカウトマンらを割り出したが、このスカウトマンらは、紹介した児童とは別の児童等を自宅のマンションに住まわせ、児童等に対してインターネットを通じて募集した遊客との売春を強要していたことが判明したことから、27年3月までにこれらのスカウトマンら5人を売春防止法違反（売春させる業）、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）等で逮捕するとともに、売春させられていた児童等を保護した。

児童等は、被疑者のマンションから数回逃げ出していたが、電話で「親にばらす」などと脅されて戻されたり、逃げ出したことを理由に別の児童等が暴力を加えられたりするなどされたほか、売春の代金全額を搾取されていた。

また、同年中における人身取引事犯の検挙被疑者42人については、起訴された者が26人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が15人、家庭裁判所送致となった者が1人となっている。起訴された26人については、有罪が確定した者が20人、公判係属中の者が5人、公判係属中に死亡した者が1人となっている（28年2月5日現在）。

【図7】人身取引事犯の検挙人員、被害者数及び検挙件数の推移



【表3】判決罪名と裁判結果等

番号	罪名	裁判結果
1	出入国管理及び難民認定法違反	罰金70万円
2	性風俗営業等に係る不当な勧誘, 料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例違反	罰金30万円
3	性風俗営業等に係る不当な勧誘, 料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例違反	罰金20万円
4	性風俗営業等に係る不当な勧誘, 料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例違反	罰金20万円
5	児童福祉法違反, 売春防止法違反	懲役2年4月, 罰金100万円
6	児童福祉法違反, 売春防止法違反	懲役2年, 執行猶予4年, 罰金10万円
7	児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反, 青少年の健全育成等に関する条例違反	罰金80万円
8	児童福祉法違反, 売春防止法違反	懲役1年6月, 執行猶予3年, 罰金20万円
9	青少年の健全育成等に関する条例違反	罰金50万円
10	売春防止法違反	懲役2年, 執行猶予4年

11	職業安定法違反, 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反, 売春防止法違反, 児童福祉法違反	懲役3年, 執行猶予5年, 罰金50万円
12	児童福祉法違反, 売春防止法違反	懲役2年6月, 執行猶予5年, 罰金50万円
13	児童福祉法違反, 売春防止法違反, 職業安定法違反	懲役3年, 執行猶予5年, 罰金50万円
14	児童福祉法違反	懲役3年, 執行猶予5年, 罰金100万円
15	児童福祉法違反, 傷害	懲役2年6月, 執行猶予3年
16	傷害, 売春防止法違反	被告人死亡
17	営利目的略取, 傷害, 売春防止法違反	公判係属中
18	営利目的略取, 傷害, 売春防止法違反	公判係属中
19	出入国管理及び難民認定法違反, 売春防止法違反	懲役3年, 執行猶予5年, 罰金180万円
20	出入国管理及び難民認定法違反, 職業安定法違反	公判係属中
21	出入国管理及び難民認定法違反	罰金30万円
22	強要	公判係属中
23	電磁的公正証書原本不実記録, 同供用	公判係属中
24	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	罰金30万円
25	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	罰金30万円
26	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反, 売春防止法違反, 道路交通法違反	懲役1年2月

このほか、入国管理局では、平成27年中に人身取引の加害者である外国人3人に対し退去強制手続を執った。

3 人身取引の防止

(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

① 厳格な出入国管理の徹底

入国管理局では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報、個人識別情報、ICPO紛失盗難旅券データベースに加え、平成28年1月から電子取得が可能となった乗客予約記録(PNR)等の情報を活用できる体制を整えた。また、平成27年10月、出入国管理インテリジェンス・センターを設置し、同センターが中核となってこれらの情報の収集・分析を行っている。この結果を水際の最前線で活用することにより、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の発見を行う等、厳格な水際対策を推進した。さらに、入国警備官による空港の直行通過区域及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者やブローカー等に係る摘発等を推進した。

② 厳格な査証審査

外務省では、人身取引被害の発生を防止するため、必要に応じ、査証申請において、個別面接でのよりきめ細かい事情聴取等により慎重な審査を行い、人身取引被害の防止に努めている。特に、被害者出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやすい査証申請について厳格な審査を行っている。

③ 査証事務支援システムの充実強化

外務本省と222の在外公館及び関係省庁との間で査証関連情報の共有化を図るための情報通信ネットワークの更なる充実強化のため、新システムへの移行を進めている。

④ 偽変造文書対策の強化

入国管理局では、空港支局における偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、偽変造文書鑑識機器を設置した空海港の職員を対象に文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施した。

また、外務省では、新型査証シールによる査証発給を開始したほか、旅券用ICに関する国際標準の更新状況など、「旅券の高度化に係る調査」を行い、日本の旅券の高度化に向けた調査検討を行った。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

平成27年3月27日付けで警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「世界一安全な日本」に向けた不法就労等外国人対策の推進」等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの強化と取締りに伴い発見された人身取引被害者の保護を推進した。

また、警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。

入国管理局では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、積極的に関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして実態の解明に取り組んだ。また、合同摘発等を通じて警察等の関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察等の関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげるとともに、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に保護している。

② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

警察庁、法務省及び厚生労働省において、連携や最新事案等の情報交換を図るため、定期的に不法就労外国人に係る協議会等を実施している。

警察及び入国管理局では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めており、平成27年中、入国管理局において、不法就労が見込まれる稼働先424か所を摘発した。

また、同年3月27日付けで警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「世界一安全な日本」に向けた不法就労等外国人対策の推進」等に基づき、悪質なブローカー及び雇用主については、積極的に警察等に対して告発・通報等を推進した。

都道府県労働局・労働基準監督署及び地方入国管理局では、同年中、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、監理団体及び実習実施機関85機関に対し、合同で監督又は調査を実施し、このうち、都道府県労働局・労働基準監督署においては労働基準関係法令違反が認められた64件については是正勧告を行い、重大・悪質な事案15件を送検したほか、地方入国管理局においては、合同調査を実施した85機関のうち19機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した（28年3月31日時点）。

③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

警察庁、法務省及び厚生労働省の主催によって、不法就労の現状に関する理解を深めるための経営者団体への説明会を毎年6月に実施するとともに、当該団体傘下の事業主に対して適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。

また、入国管理局では、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、在留審査窓口や空海港、主要な駅前等において、特に事業主に向けて不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係省庁、地方公共団体、事業主団体等に協力を依頼し、ホームページや報道記者発表に掲載するなどの不法就労防止のための啓発活動を実施した。

(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化

法務省及び厚生労働省は、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を27年3月6日、第189回国会（常会）に提出し、現在継続審議中である（28年3月時点）。

② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

労働基準監督機関、入国管理局等の相談窓口、各国大使館の連絡先、日本の労働関係法令や日常生活に必要な知識などの情報について、実習生の母国語（中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語及び英語）で記載された技能実習生手帳を作成し、技能実習生が入国する際、各出入国港において、入国審査官から全ての技能実習生に対して直接手交している。

さらに、技能実習生の事故・疾病防止のため、個別業種に係る安全衛生マニュアルを作成しているが、平成26年度は新たに建設業の安全衛生マニュアルを作成し、監理団体、実習実施者及び技能実習生に配布した。なお、技能実習生に対しては、実習生の理解を促進するため、母国語（中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、英語及びフィリピン語）に翻訳した安全衛生マニュアルを配布した。

③ 労働基準関係法令の厳正な執行

都道府県労働局・労働基準監督署では、平成27年に5,173の実習実施機関に対し監督指導を実施し、このうち3,695の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行った。

また、約定賃金額が最低賃金額を下回っているものや違法な時間外労働・休日労働を行わせているものなど技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反より、46件送検した。

(4) 外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組

平成27年4月より、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び復興事業に向けた緊急的・時限的措置として実施されている「外国人建設就労者受入事業」での外国人建設就労者の受入に当たっては、賃金不払や不法就労などの問題が生じないように、監理・受入を優良な監理団体（特定監理団体）や受入企業に限定する等の、現状の技能実習制度と同等以上の新たな特別の監理体制を構築していることに加え、特定監理団体における外国人建設就労者のための相談員の配置や特定監理団体による受入企業に対する監査における外国人建設就労者との直接面談の実施及びその結果の適正監理推進協議会等への報告を行うこととしている。また、外国人建設就労者から、権利侵害等の訴えがあった際には、国土交通大臣により特定監理団体等への是正措置を求め、当該是正措置がとられていない場合には適正監理計画の取消が行われることとなる等、所要の措置が定められているところ、問題事案が生じた際には、関係省庁が連携して対応していくこととしている。28年3月末現在で、外国人建設就労者約400名が入国しているところであり、引き続き制度の適正な運用に努める。

(5) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への取組

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていくという観点から、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布し、広報活動を行った。

外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止さ

【図8】啓発用ポスター（内閣府作成）



れており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼びかけている。

② 雇用主等への働きかけ

警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。

都道府県労働局・労働基準監督署では、実習実施機関に対する監督指導（（3）

③参照）のほか、監理団体や実習実施機関に対して、労働基準関係法令などの周知・啓発を図るため説明会を開催した。

4 人身取引被害者の認知の推進

（1）「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

警察相談専用電話や匿名通報ダイヤル等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。

警察に相談があった場合は相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合は可能な限り女性職員が、相談者が外国人の場合は可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報ダイヤルを運用し、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努めている。

入国管理局では、地方入国管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。

在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

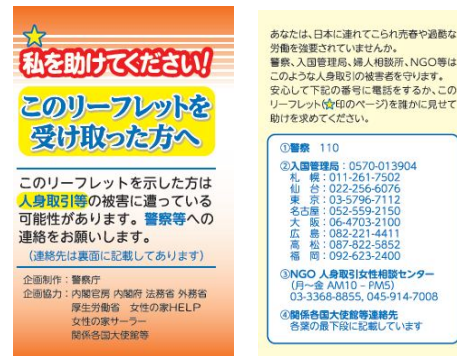
（2）潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。27年11月には、9か国語対応のリーフレット286,450部を作成・配布した。

入国管理局では、同年9月、ホームページに9言語で人身取引に関する情報提供・相談窓口を掲載したほか、28年1月からは保護施策を周知する目的で、9言語で被害者保護の考え方やその流れなどを掲載している。また、このリーフレットを地方入国管理局をはじめ、審査窓口や空港の入国審査場に置くなどして、人身取引の被害者の手に届く取組を実施した。

警察庁では、人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発用映像ソフト（日本語、英語、タイ語の各字幕つき）を作成し、27年1月から警察庁ホームページに掲載している。

【図9】リーフレット（日本語表記部分）（警察庁作成）



(3) 外国語による窓口対応の強化

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じている。また、日本語を自由に話すことのできない外国人からの人権相談に応ずるため「外国人のための人権相談所」を開設しているが、平成27年度から、これまで開設してきた8か所の法務局・地方法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山）に加え、新たに仙台法務局及び札幌法務局においてもこれを開設した。また、ナビダイヤルである「外国語人権相談ダイヤル」（英語及び中国語に対応）を新設するとともに、10月からは、東京、大阪、名古屋の各法務局において、平日の毎日、英語及び中国語による人権相談に対応できるようにした。

また、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間等の法令に関して相談できるようにするため、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びフィリピン語（26年10月に新規設置）による母国語電話相談を行い、この過程で把握された重大な事案については、関係行政機関に情報提供した。

さらに、入国管理局では、人身取引に関する情報窓口の一つとして、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）で対応できる外国人在留総合インフォメーションセンターをホームページなどで案内している。

(4) 在京の各国大使館との連携

外務省では、外国人被害者が母国の在京大使館に保護を求めるケースがあることを受け、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットライン等を設けるよう働きかけている。

(5) 在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

外務省では、警察庁作成の被害申告用リーフレット及び内閣府作成の人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを在外公館等に配布している。

在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布する等の啓発に努めているほか、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し注意喚起について協力を依頼している。

5 人身取引の撲滅

(1) 取締りの徹底

平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月には、同タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し、警察、入国管理局、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、風俗関連事犯、不法滞在事犯、労働基準関係法令違反等の周辺事案を伴う人身取引事犯に対し積極的に対応している（人身取引事犯の取締り状況については、2参照）。

入国管理局では、「人身取引取締りマニュアル」を、積極的な取締りの実施を推進していくための資料として地方入国管理局等へ周知しており、業務や研修に活用している。

① 売春事犯等の取締りの徹底

平成27年中、警察は売春防止法違反で812件、538人を検挙した。

② 児童の性的搾取に対する厳正な対応

警察では、平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」及び26年7月に施行された改正児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を強力に推進している。

27年中、児童買春事犯において728件、630人を検挙し、児童ポルノ事犯において1,938件、1,483人を検挙した。

③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

平成27年中、警察が検挙した人身取引事犯の被疑者42人のうち、ブローカーが7人、風俗店等関係者が32人であった。

また、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、27年中、警察は雇用主・ブローカー等370件、410人を検挙した。

都道府県労働局・労働基準監督署と地方入国管理局では、27年中、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、監理団体及び実習実施機関85機関に対し、合同で監督又は調査を実施し、このうち、都道府県労働局・労働基準監督署においては労働基準関係法令違反が認められた64件については是正勧告を行い、重大・悪質な事案15件を送検したほか、地方入国管理局においては、合同調査を実施した85機関のうち19機関について、技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した(28年3月31日時点)。

(2) 国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM(国際移住機関)等との意見交換・情報交換を行っている。27年は、7月17日に開催し、警察における人身取引事犯の検挙事例について【図10】人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議協議等した。

また、14年から毎年1回、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいして、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催し、東南アジアにおける国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図っている。28年は2月2日及び同月3日に開催した。



このほか、警察ではICPO(国際刑事警察機構)を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っているほか、外国からの要請に応じ、人身取引事案について積極的に捜査共助が実施されている。

また、外務省は、16年11月から、警察庁を通じ、ICPOに紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供している。同情報は、ICPO加盟国の出入国審査で活用されている。

② 国際捜査共助の充実化

我が国は、米国（平成18年7月発効）、韓国（19年1月発効）、中国（20年11月発効）、香港（21年9月発効）、EU（23年1月発効）、ロシア（同年2月発効）との間で刑事共助条約・協定を締結している上、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。

6 人身取引被害者の保護・支援

（1）「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

警察、法務省の人権擁護機関、入国管理局、海上保安庁及び外務省（在外公館）では、それぞれの業務の中で、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人身取引被害者の保護・支援に関し、関係機関が連携を図りつつ、適切な対応に努めている。関係省庁では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を関係機関に周知し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。

入国管理局では、人身取引被害者に対しては、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更、在留特別許可により法的地位の安定を図っている。27年に保護した外国人人身取引被害者については、14人に在留期間の更新や在留資格の変更を許可したほか、不法入国や不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた11人全員に対して在留特別許可を行った。また、在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしており、27年中には8人に対して、在留期間更新許可、在留資格変更許可又は在留特別許可により、就労可能な中長期の在留資格を付与している。

日本司法支援センター（法テラス）では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。また、被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者について被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し、資力の乏しい者については、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

海上保安庁においては、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人身取引被害者の保護・支援に関し、関係機関との情報共有を図っている。また、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を各管区海上保安本部等に周知している。

（2）保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続において、緊急避難措置として男性を含めた人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を平成27年10月から開始した。

法務省及び厚生労働省は、外国人技能実習制度に関し、同年3月6日、技能実習生の保護を図るための措置を含む技能実習制度の見直しについての関連法案を国会に提出し、現在継続審議中である（28年3月時点）（3（3）①参照）。

実習実施機関等の不正行為認定、倒産等、技能実習生本人の責によらない事により技能実習の継続が不可能となった場合等で、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合、実習先変更支援を実施してきたところであるが、27年度は新たにポータルサイトを新設するとともに、監理団体からの要請のみならず技能実習生本人からの申し出にも対応できるよう支援体制を拡充した。

（3）被害者への支援

① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所では、各関係機関と連携をし、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重して衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。

婦人相談所で平成27年中に一時保護した被害女性30人のうち通訳が必要と判断された26人に通訳支援を行った。また、一時保護した被害女性30人のうち、医療的な支援が必要と判断されたのは12人、心理的ケアが必要と判断されたのは3人であり、それぞれ、医療サービス、心理的ケアのサービスが提供された。

また、婦人相談所では、適切な保護が見込まれる場合に人身取引被害女性の一時保護を婦人相談所から民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っており、27年中には9人の一時保護委託を実施した。

さらに、被害者が児童（18歳未満）である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して必要な保護措置を行っている。

② 捜査過程における被害者への情報提供

警察では、被害者に対し、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行い、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めている。

また、検察庁では、損害賠償に関する制度、人身取引等の被害者の保護に関する制度、被害者が証人等として出廷することがあり、その場合には証人の遮へい

措置を講じることができる制度があることなど、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を、検察官等が犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどした。なお、同パンフレットは、法務省及び検察庁ホームページにも掲載されており、英語版も作成している。

海上保安庁においては、人身取引被害者を含む犯罪被害者に対し、刑事手続の概要及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行うこととしている。

③ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

日本司法支援センター（法テラス）では「民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」（総合法律支援法第30条第1項第2号柱書）に対する無料法律相談及び代理人に支払うべき報酬及び費用の立替等を行っており（民事法律扶助業務）、これを通じて被害者に対する法的援助を実施するとともにその周知に努めている。

また、多言語での法制度・相談窓口についての情報提供を行っており、平成27年度の実績は、スペイン語251件、ポルトガル語429件、英語444件、中国語237件、韓国語19件となっている。

さらに、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互連携を行っているほか、婦人相談所に、民事法律扶助や被害者参加人のための国選弁護制度を始めとした犯罪被害者が利用できる制度等が記載されている法テラスのリーフレットを配布して、被害者が利用できる制度等の周知に努めている。

④ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

我が国は、IOM（国際移住機関）に対し122,945ドルを拠出し、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っている。これにより、平成17年以降27年までに276人の帰国支援を実施しており、同年中には18人が本事業により帰国した。帰国後の社会復帰支援として、18人のうち4人に対して一時避難場所が、1人に対して医療支援が、5人に対して法支援が、12人に対して社会復帰

支援プログラム（例：家族統合、教育支援、ミニショップ・商店経営、農業経営等）が、それぞれ提供されている。

入国管理局では、IOM駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

7 人身取引対策推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

① 人身取引議定書の締結

平成17年6月に人身取引議定書の締結につき国会の事前承認を得たが、その締結の前提である国際組織犯罪防止条約の締結に必要な担保法が国会で成立しておらず、同議定書を直ちに締結できる状況にない（注：平成28年4月現在、169か国が同議定書を締結）。

27年には、国際組織犯罪防止条約の早期締結に向け、同条約を締結するための担保法の整備について、関係省庁間で協議するなど、必要な検討を引き続き行った。

② 関係諸国との連携強化

・ G7との連携状況

平成27年3月11日及び12日、同年11月5日及び6日にドイツ（ベルリン）において開催されたG7ローマ・リヨン・グループ移民専門家会合（MESSAGE）に外務省職員が出席し、人身取引を防止するための保護制度の改善や偽造渡航文書の供給源追跡等に関する関係諸国との議論に参加した。

・ 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する国際的な支援の実施状況

ミャンマーにおいては、平成24年から、被害者保護・支援に直接携わる実務者の能力向上を目指した支援として、「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」を実施している。

ベトナムにおいては、同年から、人身取引被害予防及び被害者復帰支援を図るべく、人身取引対策ホットラインの運営システムの整備を通じた人身取引対策に係る体制整備への支援として、「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」を実施している。

タイにおいては、人身取引被害者の帰還・帰国及び社会復帰に携わるタイ国内及びメコン

【図 11】メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト（提供：JICA）



地域諸国の関係諸機関の能力向上及び体制強化を目指した支援として、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を平成27年4月に開始した。

また、27年度予算として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が管理する犯罪防止刑事司法基金を通じ、メコン地域における児童買春及び児童の人身取引を厳しく取り締まるため、カンボジア、ラオス、ベトナムの法執行機関職員を対象に、法執行能力強化研修を行うプロジェクトに10万米ドルを拠出した。

国内においても、ASEAN各国の人身取引対策に関する取組、関係機関の役割及び協力について相互理解を深め、さらに人身取引対策に取り組む機関の機能強化と連携及び国を越えたネットワークの強化に資する方策を研修参加者間で検討するための支援として、「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」を平成27年10月に実施した。

- ・ バリ・プロセスを通じた情報共有の状況

我が国は、平成27年、人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスの関連会合に参加し、我が国の人身取引への取組について説明するとともに、メンバー国・地域及び国際機関とともに同プロセスの今後の方向性についての議論を行った。そのほか、IOM（国際移住機関）が維持管理する同プロセスのウェブサイトに対し10,000ドルを拠出した。

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修等の状況

平成27年中、2月から3月にかけて仏語圏アフリカの刑事司法関係機関の職員を対象とする「捜査・訴追・公判能力の向上」及び「組織犯罪対策」をテーマとした研修、5月から6月にかけて各国の刑事司法関係機関の職員を対象とする「サイバー犯罪の現状と対策」をテーマとした国際研修、8月から9月にかけて各国の矯正保護等関係機関の職員を対象とする「次世代を担う刑事司法職員（矯正・保護）の育成」をテーマとした国際研修を実施するなどし、それらの研修を通じて開発途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図り、間接的ながら、人身取引対策について各国の取組を支援した。

- ・ 技能実習生送出国への働きかけ

外務省では、関係省庁の出席も得つつ、領事当局間協議等の場を活用し、技

能実習生送出国に対し、失踪や人権侵害事案等について随時指摘し改善を要請してきている。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 政府広報の更なる促進

関係行政機関において、次のような広報を実施した。

- ・政府広報オンラインにおいて、人身取引対策に関する情報を掲載するとともに、内閣官房担当者が政府広報のラジオ番組に出演し、国民に対して広く情報提供の呼びかけを実施。また、7月30日の人身取引禁止世界デーには、内閣官房のSNSを使って情報発信を実施。

- ・平成27年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、関係機関に配布。

- ・内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布（3（4）①参照）。

- ・警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成しているほか、人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発用映像ソフト（日本語、英語、タイ語の各字幕つき）を作成し、27年1月から警察庁ホームページに掲載。（4（2）参照）

- ・法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施。

- ・入国管理局では、人身取引対策への取組状況や被害者の保護に関する情報などをホームページにおいて紹介する等の広報活動を実施。

- ・国立女性教育会館では、人身取引に関する調査・研究成果を踏まえ、作成したパネルやブックレットを同会館ホームページ上で公開するとともに、パネルの貸出しを行い、啓発活動を実施。

- ・外務省では、警察庁作成の被害申告用リーフレット及び内閣府作成の人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを在外公館等に配布。平成27年2月から3月にかけての2週間及び7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間、旅券の不正取得を防止するため、各都道府県の旅券事務所において、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を実施し、ホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、広報活動を実施。

② 学校教育等における取組

文部科学省では、従来より、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。また、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊重する心の育成等を重視した教育を推進している。

③ 中小企業団体等への働きかけ

経済産業省は、平成27年6月に実施した「外国人研修指導協議会」において、労働関係法令の遵守等について関係省庁の協力を得て関係団体に対する周知を実施した。

農林水産省では、28年3月に厚生労働省と連携し、農業者・農業法人の労務管理のポイントについてのパンフレットを、公益社団法人日本農業法人協会を始めとする関係団体や都道府県を通じて農業法人等に配布し、労働関係法令の遵守について啓発するとともに、農業における技能実習の適正な実施を図るため、民間団体が実施する研修会の開催等を支援した。

法務省及び厚生労働省では、平成27年度は新たに使用者団体等と協力し、技能実習生が多く在留する都道府県において、技能実習生を受け入れている監理団体を対象に、制度を適正かつ円滑に推進するための留意点等に関する説明を行った。

④ 海外渡航者への啓発

観光庁においては、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を引き続き推進した。

外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている（再掲）。

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

関係行政機関等では、次のような研修・講義を行っている。

【警察庁】

・警察学校における初任教養や警察大学校等における昇任時教養の中で、人身取引事犯対策についての教養を実施。

- ・警察職員の専門的技能等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官2名を指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施。

- ・平成27年6月、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした専科教養を行い、その中で人身取引事犯対策についての研修を実施。

【法務省】

- ・入国管理局では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係府省庁、IOM（国際移住機関）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施。

- ・法務・検察では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施。

【外務省】

- ・領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施。27年度は計63名が受講。在外公館警備対策官研修においても同様の講義を実施。こうした研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施。

- ・外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員に対し、人身取引関係者やテロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点も加えた旅券発給審査等についての研修を実施。

【厚生労働省】

- ・「平成27年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、研修としてIOMによる人身取引被害者への対応についての講義を実施しており、76人が受講。

【海上保安庁】

- ・毎年実施している実務者研修において、人身取引の実態や人身取引被害者の保護の重要性等についての講義を実施。

【裁判所】

- ・司法研修所における裁判官研修の一部の中で、人身取引を含む人権問題等に関する各種国際法規に係る種々の問題について、国際人権を専門とする大学教授等による講演を実施。

② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

警察、入国管理局、海上保安庁等関係機関では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」及び「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を都道府県警察、地方入国管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、人身取引事案の被害者の認知や保護に関し、関係機関と連携の上、相互に情報共有を図り、適切な対応をするよう周知徹底を図っている。

都道府県警察では、これを受け、人身取引事犯を認知した際の適正な被害者の保護等を目的とした関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の連携強化を図っている。

警察庁では、平成24年9月、警察と婦人相談所がより緊密に連携して人身取引事犯の対応を行うことができるようにするため、資料「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付して相互の連携強化を図っている。また、都道府県婦人相談所では、同資料を参考に人身取引被害女性の保護に取り組んでいる。

法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。また、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置しており、その幹事会において人身取引に関するものを含む啓発活動等について情報交換を行っている。

入国管理局では、平成27年12月、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、警察庁、検察庁、外務省、海上保安庁、厚生労働省等関係機関と人身取引事犯等の現状及び対策について協議した。

外務省では、日本国内の空海港における日本人の出帰国確認のため、法務省入国管理局に対し旅券発給情報を提供している。

海上保安庁においては、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を各管区海上保安本部等に周知している。

③ NGO、IOM等との連携

内閣官房、警察、入国管理局、海上保安庁等関係機関は、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場や日常業務を通じ、NGO、IOM（国際移住機関）等との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めているほか、平成27年中は、行動計画2014等に関する意見交換や具体的な人身取引事案に関する事例検討等を実施した。

また、警察庁では、人身取引対策リーフレットをNGO、IOM等にも配布し、協力を呼びかけている。

入国管理局では、27年は、帰国希望の人身取引被害者14人についてIOMと連携の上、自主的帰国・社会復帰支援を実施した。

外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOMから定期的に報告を受けている。

8 今後の取組について

27年の主な成果としては、1(3)に掲げたとおり、法務省の人権擁護機関における外国語による人権相談体制が強化されるなど、行動計画2014に新たに盛り込まれた「人身取引被害者の認知の推進」の面で取組に前進が見られている。人身取引は潜在性の高い犯罪であり、その被害者の発見は容易ではなく、被害者の中には、自身が被害を受けていること、救い出されるべき立場にあることを認識していないものもいるとの指摘もあることから、警察・入国管理局等の職員に対する研修の質・量の充実を図るなどして、これまで以上に、潜在化している可能性のある被害者を見逃さないようにする取組や、保護を必要としている被害者に既存の支援策を周知するための取組が必要である。

一方、従来我が国の人身取引被害者はそのほとんどが女性であり、対策も女性被害者を念頭に置いた施策が中心であったところ、27年には、5年ぶりに男性被害者が認知された。被害形態を踏まえると、これは一時的な現象とは考えにくく、今後も男性被害者が認知される可能性は排除されない。27年10月から、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続において男性を含めた人身取引被害者に対する宿泊施設の提供が開始されたが、人身取引被害者は性別を問わないということを改めて認識し、その取扱いに習熟していくとともに、法務省の人権擁護機関の宿泊施設の提供は、緊急避難措置としての一時的な保護に過ぎないことから、中長期的な観点も含め、必要に応じて、保護施策を検討していく必要がある。

今後とも、行動計画2014に記載された施策を着実に、被害者の立場に立って推進し、人身取引の根絶を目指して取り組んでいく。

人身取引關係省庁一覽

内閣官房	副長官補
内閣府	男女共同参画局推進課
警察庁	生活安全局保安課
法務省	刑事局公安課
	人權擁護局調査救済課
	人權擁護局人權啓発課
	入国管理局入国在留課
	入国管理局審判課
外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
	領事局外国人課
文部科学省	生涯学習政策局社会教育課
厚生労働省	労働基準局監督課
	職業能力開発局育成支援課
	職業能力開発局海外協力課
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
農林水産省	経営局就農・女性課
経済産業省	経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課
海上保安庁	警備救難部国際刑事課

人身取引に関する情報提供・相談窓口

○ 匿名通報ダイヤル（警察庁）

電話：0120-924-839

○ 都道府県警察

緊急通報（電話）：110 警察相談窓口（電話）：#9110

○ 入国管理局

外国人在留総合インフォメーションセンター ※外国語対応

電話：0570-013904（IP, PHS, 海外：03-5796-7112）

地方入国管理局

札幌：011-261-7502

名古屋：052-559-2150

高松：087-822-5852

仙台：022-256-6076

大阪：06-4703-2100

福岡：092-623-2400

東京：03-5796-7112

広島：082-221-4411

○ 人権相談（法務省）

みんなの人権110番

電話：0570-003-110

外国語人権相談ダイヤル ※外国語対応

英語：0570-090911

中国語：0570-050110

外国人のための人権相談所 ※外国語対応

電話：全国10か所の法務局・地方法務局

（相談所一覧（法務省HP）：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

その他の関連する窓口等

【女性の人権問題に関する相談】

- 女性の人権ホットライン（法務省）

電話：0570-070-810

- 婦人相談所（厚生労働省）

電話：各都道府県の婦人相談所

（相談所一覧（内閣府HP）：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/02.html）

【子どもの人権問題に関する相談】

- 子どもの人権110番（法務省）

電話：0120-007-110

- 児童相談所（厚生労働省）

電話：各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童相談所

（相談所一覧：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html>）

【技能実習生等に係る労働問題に関する相談】

- 総合労働相談コーナー（厚生労働省）

電話：全国の総合労働相談コーナー

（窓口一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）

- 技能実習生・研修生のための母国語ホットライン（JITCO）

【機密性 2 情報】

電話：0120-022332（フリーダイヤル）
03-6430-1111（一般電話）

【その他】

- インターネット人権相談受付窓口（法務省）
URL：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）※外国語対応
電話：0120-279-338